

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第6号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前								
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）								
法令等	条項号	内 容		公安委 員会	警察本 部長	法令等	条項号	内 容		公安委 員会	警察本 部長		
1～4 略					1～4 略								
5 地方自治法 （昭和22年法 律第67号）	第75条第3項～第252条の17第1項 略				○		5 地方自治法 （昭和22年法 律第67号）	第75条第3項～第252条の17第1項 略					
	第252 条の17 第3項	他の普通地方公共団体との 間における職員の派遣に係 る知事との協議		○					第252 条の17 第2項	他の普通地方公共団体との 間における職員の派遣に係 る知事との協議		○	
	第252条の33第1項～第252条の43第5項 略							第252条の33第1項～第252条の43第5項 略					
(1) 略					(1) 略								
6～88 略					6～88 略								
備考 略					備考 略								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。